

# 第93期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

平成29年6月28日（水曜日）  
午前10時

## 場所

久留米市諏訪野町2456番地の1  
当行本店3階大会議室

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第93期定時株主総会招集ご通知                       | 1  |
| (添付書類)                                |    |
| 事業報告                                  | 3  |
| 計算書類                                  | 26 |
| 連結計算書類                                | 30 |
| 監査報告書                                 | 33 |
| 株主総会参考書類                              | 37 |
| 第1号議案 剰余金の処分の件                        | 37 |
| 第2号議案 株式併合の件                          | 38 |
| 第3号議案 定款一部変更の件                        | 39 |
| 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）<br>7名選任の件  | 40 |
| 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名<br>選任の件        | 45 |
| 第6号議案 株式報酬型ストック・オプションの<br>行使条件の一部変更の件 | 46 |

株式会社 筑邦銀行

証券コード：8398

〈証券コード：8398〉  
平成29年6月8日

株 主 各 位

久留米市諏訪野町2456番地の1  
**株式会社 筑邦銀行**  
代表取締役 佐 藤 清一郎  
頭 取

## 第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送をお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 久留米市諏訪野町2456番地の1  
当行本店3階大会議室

### 3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第93期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
  2. 第93期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに  
会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 株式併合の件  
**第3号議案** 定款一部変更の件  
**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  
**第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
**第6号議案** 株式報酬型ストック・オプションの行使条件の一部変更の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
  2. 本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第17条に基づき、当行ホームページ（<http://www.chikugin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載されている計算書類および連結計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
  3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<http://www.chikugin.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

## （ 添 付 書 類 ）

### 第93期（平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）事業報告

#### 1. 当行の現況に関する事項

##### （1）事業の経過及び成果等

##### （銀行の主要な事業内容）

当行は福岡県を主要な営業基盤として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、信託業務、国債等公共債・証券投資信託及び保険商品の窓口販売等の業務、並びにこれらに付随する業務を行い、お客さまに多様な金融商品やサービスを提供しております。

##### （金融経済環境）

当事業年度のわが国経済は、個人消費の停滞感など一部に弱い動きがみられたものの、政府の経済対策などから企業収益や雇用情勢が改善するなど、全体としては緩やかな回復の動きが続きました。一方、海外景気は、米国経済が概ね好調を維持したものの、欧州や中国では景気の下振れ懸念など不透明な状況が続きました。

金融情勢につきましては、前半は英国のEU離脱問題などによる円高や日本銀行の追加緩和期待による長期金利低下がみられましたが、昨年11月以降米国大統領選挙の結果により円安、株高の動きとなりました。昨年9月に公表された日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策により当事業年度末には、長期金利の指標である新発10年物国債利回りは0.0%台、ドル円相場は111円台、日経平均株価は1万8千円台となりました。

当行の営業基盤である福岡県内の経済は、生産や輸出の持ち直しなどから全体的には緩やかながらも改善しましたが、人手不足による人件費上昇もあり中小企業の景況感は依然として厳しい状況が続きました。

## (事業の経過及び成果)

以上のような金融経済環境のもと、当事業年度に実施した主な施策は以下のとおりです。

### 地域密着型金融の高度化

福岡県うきは市が実施する「うきは地域総合商社事業計画策定・試行・検証事業」に株式会社ちくぎん地域経済研究所、株式会社アジア福岡パートナーズやランドブレイン株式会社福岡事務所（地方創生事業コーディネーター）などと連携して協力しました。同事業は、「道の駅 うきは」（うきはの里株式会社）に地域総合商社機能を付与し、総合的に「うきは」地域のブランディングを行い地域として稼ぐ力を高めるため、「うきは地域総合商社設立による外貨を稼ぐ地域づくり及び創業支援による仕事づくりプロジェクト」を実現することを目的としております。

佐賀県鳥栖市と同市における「まち・ひと・しごと創生」に向けた包括連携協定を締結しました。

クラウドファンディングを活用した地方創生、地域の活性化に取り組むことを目的として、株式会社ACT NOWと提携協力契約を締結しました。クラウドファンディングとはインターネットを介して不特定多数の人から資金を調達したり賛同者を募る仕組みであり、同社は、地方創生に資する事業や観光振興につながる案件の組成に注力しています。本年1月には、当行が福岡県久留米市及び一般社団法人「イーまちラボ」と結成している「久留米餅ブランド推進・商品開発協議会」が、株式会社ACT NOWと共に、久留米餅で酒袋の試作開発を目指している個人を支援するため、クラウドファンディングを組成しました。

当行は久留米大学及び三井住友銀行と教育・研究事業に関する包括的な連携協定を締結しており、久留米大学の文系学部の学生を対象とした「グローバル・キャリア（筑邦銀行・三井住友銀行連携講座）」を開講しました。グローバルとはグローバル（国際的）とローカル（地域）を合成した造語であり、地域の現状や課題について解決策を考えることで久留米・筑後を中心とした地域、そして世界で活躍する人材の育成を目指しております。

金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価する指標として「金融仲介機能のベンチマーク」指標を公表しました。当行は地域密着型金融を推進し金融仲介機能の発揮に向けた取組みを実施しており、その自主点検や自主評価を行うためにベンチマーク指標等を活用してまいります。これらベンチマーク指標と計数は今後もお客さまに開示し、十分な情報提供に努めてまいります。

平成28年熊本地震において被災された事業者の皆さまの復旧・復興支援等を目的とするファンド「九州広域復興支援投資事業有限責任組合」へ出資しました。当ファンドは、震災により被災されたもしくは風評被害等震災に係る間接的な被害を受けた九州地方の事業者及び九州地域の復興に資する事業者に対し、必要資金の提供や人的支援を行うことで九州地域の復興を早期に実現することを目的としております。

遺言関連業務及び証券代行業務については、みずほ信託銀行と信託代理店契約を締結しました。同行が持つ信託業務の機能を活用し、お客さまの相続手続きの支援や地元企業の上場支援等を行ってまいります。

お客さまの海外進出支援等に関しては、昨年9月には国際協力銀行を通じてメキシコ合衆国グアナフアト州及びヌエボ・レオン州ならびに同国地場銀行であるBanamexと、本年3月には企業向け契約書チェックサービスを提供する明倫国際法律事務所と、それぞれ業務提携を締結しました。

お客さまの事業再生支援につきましては、外部の専門家と連携しお客さまの経営改善を支援するなど、積極的に地元企業の経営サポートや地域金融の円滑化に取り組みました。

更なる利便性向上のため、投資信託やマーケット情報の機能を強化するなどホームページのリニューアルを行いました。

このほか、新商品としては、お客さまの利便性を高めるため、「筑邦銀行カードローン」の取扱いを開始しました。同カードローンは、最短即日融資が可能なほか、お申込み・ご契約手続きに印鑑が不要という商品内容となっています。

## コーポレートガバナンス

昨年6月には、監査等委員会設置会社へ移行しました。監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与すること等により、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させ、更なる企業価値の向上を図ることを目的としております。

## 営業店舗等

営業店舗につきましては、新設・廃止ともになく店舗数は44か店と変動ありませんが、高良内支店を国分支店内に移転しました。店舗外現金自動設備につきましては、1か所新設しましたので36か所39台となりました。

自行ATMの休日稼働時間を拡大したほか、九州の地方銀行ATMの利用手数料相互無料サービス（九州ATMネットワーク）を継続し、引き続きお客さまの利便性向上を図っています。

以上のような諸施策を講じ、経営体質の強化に努めた結果、業績は次のとおりとなりました。

### 預金・譲渡性預金

預金は、資金調達のコアとなる個人預金が引き続き増加したことに加えて法人預金も増加したことから、期末残高は前年度末比199億円増加の6,656億円となりました。一方、譲渡性預金は前年度末比58億円減少の82億円となりました。

### 貸 出 金

貸出金は、地元の中小・中堅企業や個人事業主を中心とした取引の拡大や、住宅ローンをはじめとした個人のお客さまの資金ニーズにお応えするなど積極的な営業活動に努めた結果、中小企業等向けなどの貸出金が増加したことから、期末残高は前年度末比110億円増加の4,557億円となりました。

### 有 価 証 券

有価証券は、短期・中期の国債金利がマイナスとなっている投資環境のなか、新発債等の購入や償還を迎えた債券の再投資に対し慎重に取り組んだことから、期末残高は前年度末比238億円減少の2,298億円となりました。

なお、その他有価証券の評価差額は、投資信託の評価差損が増加したことなどから、前年度末比27億19百万円減少の70億69百万円の評価益となりました。

### 損 益 状 況

経常収益は、有価証券利息が増加しましたが、貸出金利回りの低下により貸出金利息が減少したことなどから、前年度比2億94百万円減収の129億2百万円となりました。また、経常費用は、営業経費や不良債権の処理費用が増加したことなどから、前年度比9億21百万円増加の116億28百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比12億14百万円減益の12億74百万円となりました。

当期純利益は、経常利益が減益となったことなどから、前年度比8億73百万円減益の9億11百万円となりました。

## (対処すべき課題)

政府は、希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障の「新・三本の矢」で成長と分配の好循環を形成し、一億総活躍社会の実現を目指しております。また、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入し、長短金利操作により10年物国債金利をゼロ％程度で推移するよう調節するなど、地方銀行を取り巻く金利環境は一段と厳しくなっております。一方で少子高齢化の時代を迎え、地方銀行は地域特性に合った持続可能なビジネスモデルの構築が求められています。

当行は平成27年4月より「中期経営計画2015」（計画期間平成27年4月～平成30年3月）に取り組んでおります。本計画では、地域創生・活性化により踏み込んで、目に見える形で地域の繁栄に貢献していくとの当行のコミットメントを示すため、「地域を興し、ともに成長・発展する銀行」というスローガンを掲げております。

地域を興すためには自治体、地元企業とともに、銀行が主体的に企画段階から構想に関わり、コンサルティング機能を発揮することが肝要であります。常にどうすれば地元経済の活性化に貢献できるかを第一に考え、融資だけにとどまらず、地域の活性化につながる様々な取組を行うことが不可欠であります。特に本店のある久留米市を中心とした福岡県南部地域は、農業、医療、バイオ、観光など有望な産業があり、そのポテンシャルを引き出すのが当行の役割であると考えます。この魅力ある資源を活かしつつ、地域の豊かさをいかに次世代に引き継ぎ、さらなる発展につなげていけるかが重要です。また、地域創生への貢献に当たっては、福岡に近いアジア各国の経済成長力をいかに域内に取り込むかという視点も大切であります。

こうした取組みを強力かつ計画的に推進するため、「営業基盤の拡充」、「地域創生への貢献」、「経営課題への的確な対応」を中期経営計画の3つの基本方針としております。これにより、当行の収益力の強化を起点として、地域社会・お客さまと共に成長・発展する好循環を実現します。

当行は今後も、お客さまのお取引満足度の向上に努めるとともに、地銀そのものが地方の有力な金融サービス産業であるとの認識の下、堅実経営を遵守し、地域創生と地域経済の活性化に尽力してまいります。



## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

|               | 平成25年度       | 平成26年度       | 平成27年度       | 平成28年度       |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 預 金           | 6,165        | 6,359        | 6,457        | 6,656        |
| 定期性預金         | 3,011        | 3,043        | 3,062        | 3,032        |
| その他の          | 3,153        | 3,316        | 3,395        | 3,624        |
| 貸 出 金         | 4,222        | 4,313        | 4,446        | 4,557        |
| 個人向け          | 752          | 785          | 839          | 865          |
| 中小企業向け        | 3,002        | 3,019        | 3,078        | 3,163        |
| その他の          | 467          | 507          | 528          | 528          |
| 商 品 有 価 証 券   | 2            | 2            | 2            | 2            |
| 有 価 証 券       | 2,389        | 2,389        | 2,537        | 2,298        |
| 国 債           | 1,030        | 965          | 888          | 672          |
| その他の          | 1,359        | 1,423        | 1,648        | 1,626        |
| 総 資 産         | 7,091        | 7,266        | 7,471        | 7,584        |
| 内 国 為 替 取 扱 高 | 52,537       | 55,044       | 55,390       | 54,427       |
| 外 国 為 替 取 扱 高 | 百万ドル<br>204  | 百万ドル<br>248  | 百万ドル<br>271  | 百万ドル<br>314  |
| 経 常 利 益       | 百万円<br>1,728 | 百万円<br>2,245 | 百万円<br>2,488 | 百万円<br>1,274 |
| 当 期 純 利 益     | 百万円<br>811   | 百万円<br>1,181 | 百万円<br>1,784 | 百万円<br>911   |
| 1株当たり当期純利益    | 円 銭<br>13 02 | 円 銭<br>18 98 | 円 銭<br>28 87 | 円 銭<br>14 82 |

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

|             | 当 年 度 末  | 前 年 度 末   |
|-------------|----------|-----------|
| 使 用 人 数     | 657人     | 661人      |
| 平 均 年 齢     | 37 年 0 月 | 36 年 10 月 |
| 平 均 勤 続 年 数 | 14 年 9 月 | 14 年 8 月  |
| 平 均 給 与 月 額 | 306 千円   | 306 千円    |

注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数の推移

|               | 当 年 度 末      | 前 年 度 末      |
|---------------|--------------|--------------|
| 久 留 米 ブ ロ ッ ク | 17店（うち出張所 ー） | 17店（うち出張所 ー） |
| 東 部 ブ ロ ッ ク   | 5店（うち出張所 ー）  | 5店（うち出張所 ー）  |
| 南 部 ブ ロ ッ ク   | 6店（うち出張所 ー）  | 6店（うち出張所 ー）  |
| 福 岡 ブ ロ ッ ク   | 15店（うち出張所 ー） | 15店（うち出張所 ー） |
| 東 京 支 店       | 1店（うち出張所 ー）  | 1店（うち出張所 ー）  |
| 合 計           | 44店（うち出張所 ー） | 44店（うち出張所 ー） |

注 上記のほか、店舗外現金自動設備を36か所（前年度末35か所）設置しております。

#### ロ 当年度新設営業所

当年度において営業所の新設はありませんが、高良内支店を国分支店内に移転しました。店舗外現金自動設備は青峰出張所の1か所を新設し、廃止はありません。

#### ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

#### 二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

|               |     |
|---------------|-----|
| 設 備 投 資 の 総 額 | 974 |
|---------------|-----|

注 上記設備投資の総額には、ソフトウェア等の投資286百万円を含めております。それらのうち、当期のその他の経常費用に計上した金額は、284百万円であります。

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容            | 金 額 |
|----------------|-----|
| 店舗用地の取得        | 67  |
| 事務機械等の新設、拡充、改修 | 620 |

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

| 会 社 名           | 所 在 地                         | 主要業務内容                  | 設 立 年 月 日    | 資 本 金     | 当行が有する子会社等の議決権比率 | その他 |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------|--------------|-----------|------------------|-----|
| 筑銀ビジネスサービス株式会社  | 久留米市合川町1490番地の9               | 事 務 受 託 業               | 昭和57年12月13日  | 百万円<br>10 | %<br>100         |     |
| 株式会社ちくぎん地域経済研究所 | 久留米市百年公園1番1号<br>久留米リーディングビル6階 | コンピュータ関連業、<br>経 済 調 査 等 | 昭和63年 1 月30日 | 百万円<br>30 | %<br>5           |     |
| ちくぎんリース株式会社     | 久留米市東町37番地3                   | リ ー ス 業                 | 昭和49年10月 9 日 | 百万円<br>20 | %<br>49.2        |     |
| 筑邦信用保証株式会社      | 久留米市日吉町16番地の22                | 保 証 業                   | 昭和60年10月 1 日 | 百万円<br>30 | %<br>5           |     |

注 上記4社のうち筑銀ビジネスサービス株式会社は子会社に該当し、残りの3社は銀行法に基づく子法人等であります。

## **重要な業務提携の概況**

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

## **(7) 事業譲渡等の状況**

該当ありません。

## **(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員状況

(年度末現在)

| 氏 名     | 地位及び担当          | 重要な兼職     | その他  |
|---------|-----------------|-----------|------|
| 佐藤 清一郎  | 取締役頭取(代表取締役)    |           |      |
| 東 暢 昭   | 常 務 取 締 役       |           |      |
| 石 井 智 幸 | 常 務 取 締 役       |           |      |
| 中 野 慎 介 | 常 務 取 締 役       |           |      |
| 川原田 光 展 | 常務取締役(営業統括部長)   |           |      |
| 執行 謙 二  | 取締役(総合企画部長)     |           |      |
| 麻 生 渡   | 取締役(社外取締役)      |           | 注2   |
| 龍 憲 一   | 取締役(常勤監査等委員)    |           | 注3   |
| 赤 松 乾 次 | 取締役(常勤監査等委員)    |           | 注3   |
| 立 花 洋 介 | 取締役(社外取締役監査等委員) | 公 認 会 計 士 | 注2、4 |
| 神 代 正 道 | 取締役(社外取締役監査等委員) |           | 注2   |
| 橋 田 紘 一 | 取締役(社外取締役監査等委員) |           | 注2   |

#### (当年度中に退任した役員)

|         |           |  |                      |
|---------|-----------|--|----------------------|
| 井 手 和 英 | 取 締 役 会 長 |  | 平成28年<br>6月28日<br>退任 |
| 新 田 政 史 | 取 締 役     |  | 平成28年<br>6月28日<br>退任 |

- 注 1. 当行は、平成28年6月28日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 麻生渡氏、立花洋介氏、神代正道氏及び橋田紘一氏は、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 取締役龍憲一及び赤松乾次の両氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。
4. 立花洋介氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区 分           | 支給人数 | 報酬等      |
|---------------|------|----------|
| 取締役（監査等委員を除く） | 9人   | 136 (29) |
| 取締役（監査等委員）    | 5人   | 35       |
| 監 査 役         | 4人   | 10       |
| 計             | 18人  | 182 (29) |

- 注 1. 上記金額のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価15百万円を支給しております。
2. 役員賞与金は該当ありません。
3. 報酬等の金額は、( ) 内に取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額を内書きで記載しております。
4. 支給人数には、平成28年6月定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。  
当行は、平成28年6月28日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役4名は同日付で監査役を退任し、取締役（監査等委員）に就任したため、支給人数及び報酬等について監査役期間は監査役に、取締役（監査等委員）期間は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
5. 株主総会で定められた報酬限度額は、監査等委員会設置会社移行前については、取締役月額17百万円以内（うち社外取締役分1百万円以内）、監査役月額4百万円以内であります。また、取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額70百万円以内であります。  
監査等委員会設置会社移行後については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の報酬の最高限度額は年額204百万円以内、監査等委員である取締役全員の報酬の最高限度額は月額6百万円以内、年額72百万円以内であります。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額70百万円以内であります。

## (3) 責任限定契約

| 氏 名     | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                           |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 麻 生 渡   | 会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。 |
| 立 花 洋 介 |                                                                                                                        |
| 神 代 正 道 |                                                                                                                        |
| 橋 田 紘 一 |                                                                                                                        |

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

該当ありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名     | 在任期間 | 取締役会への出席状況                                                        | 取締役会における発言<br>その他の活動状況         |
|---------|------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 麻 生 渡   | 2年9月 | 取締役会<br>17回開催中14回出席                                               | 知事等の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。  |
| 立 花 洋 介 | 3年9月 | 取締役会<br>17回開催中16回出席<br>監査役会<br>4回開催中4回出席<br>監査等委員会<br>10回開催中10回出席 | 公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。   |
| 神 代 正 道 | 2年9月 | 取締役会<br>17回開催中17回出席<br>監査役会<br>4回開催中4回出席<br>監査等委員会<br>10回開催中10回出席 | 学識経験者としての専門的見地からの発言を行っております。   |
| 橋 田 紘 一 | 0年9月 | 取締役会<br>13回開催中11回出席<br>監査等委員会<br>10回開催中8回出席                       | 企業経営の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。 |

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|        | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 銀行の親会社等<br>からの報酬等 |
|--------|------|----------|-------------------|
| 報酬等の合計 | 4人   | 15       | —                 |

注 役員賞与金は該当ありません。

#### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

|             |          |                          |
|-------------|----------|--------------------------|
| (1) 株式数     | 発行可能株式総数 | 120,000千株                |
|             | 発行済株式の総数 | 62,490千株(自己株式1,688千株を含む) |
| (2) 当年度末株主数 |          | 2,843名                   |
| (3) 大株主     |          |                          |

注 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式（1,688,854株）を控除して計算しております。



## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

|                                   | 新株予約権等の内容の概要                                                                                                                                                                                                          | 新株予約権等を有する者の人数 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 取締役<br>(監査等委員であるもの<br>及び社外役員を除く。) | (1) 新株予約権の割当日<br>平成23年7月28日<br>(2) 目的となる株式の種類及び数<br>普通株式 58,700株<br>(3) 権利行使価格(1株当たり)<br>1円<br>(4) 新株予約権の行使期間<br>平成23年7月29日から平成53年7月28日まで<br>(5) 権利行使についての条件<br>新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。  | 3名             |
|                                   | (1) 新株予約権の割当日<br>平成24年7月24日<br>(2) 目的となる株式の種類及び数<br>普通株式 97,000株<br>(3) 権利行使価格(1株当たり)<br>1円<br>(4) 新株予約権の行使期間<br>平成24年7月25日から平成54年7月24日まで<br>(5) 権利行使についての条件<br>新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。  | 4名             |
|                                   | (1) 新株予約権の割当日<br>平成25年7月30日<br>(2) 目的となる株式の種類及び数<br>普通株式 124,800株<br>(3) 権利行使価格(1株当たり)<br>1円<br>(4) 新株予約権の行使期間<br>平成25年7月31日から平成55年7月30日まで<br>(5) 権利行使についての条件<br>新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。 | 4名             |

|                                   | 新株予約権等の内容の概要                                                                                                                                                                                                          | 新株予約権等を有する者の人数 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 取締役<br>(監査等委員であるもの<br>及び社外役員を除く。) | (1) 新株予約権の割当日<br>平成26年7月29日<br>(2) 目的となる株式の種類及び数<br>普通株式 125,500株<br>(3) 権利行使価格(1株当たり)<br>1円<br>(4) 新株予約権の行使期間<br>平成26年7月30日から平成56年7月29日まで<br>(5) 権利行使についての条件<br>新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。 | 5名             |
|                                   | (1) 新株予約権の割当日<br>平成27年7月28日<br>(2) 目的となる株式の種類及び数<br>普通株式 135,200株<br>(3) 権利行使価格(1株当たり)<br>1円<br>(4) 新株予約権の行使期間<br>平成27年7月29日から平成57年7月28日まで<br>(5) 権利行使についての条件<br>新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。 | 6名             |
|                                   | (1) 新株予約権の割当日<br>平成28年7月26日<br>(2) 目的となる株式の種類及び数<br>普通株式 145,200株<br>(3) 権利行使価格(1株当たり)<br>1円<br>(4) 新株予約権の行使期間<br>平成28年7月27日から平成58年7月26日まで<br>(5) 権利行使についての条件<br>新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。 | 6名             |
| 社外取締役<br>(監査等委員であるものを除く。)         | —                                                                                                                                                                                                                     | —              |
| 監査等委員である<br>取締役                   | —                                                                                                                                                                                                                     | —              |

**(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等  
該当ありません。**

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                                           | 当該事業年度に係る報酬等 | その他                                                                                                           |
|--------------------------------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有限責任監査法人 トーマツ<br>指定有限責任社員 本野 正紀<br>指定有限責任社員 野澤 啓 | 34           | 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、これに同意いたしました。 |

注 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は34百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査の品質、監査遂行にかかる総合的能力、当行からの独立性等の観点から会計監査人の監査機能が不十分と判断した場合、会計監査人に重大な法令等の違反があった場合、その他相当の理由があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当するため解任が相当であると判断した場合、会計監査人を解任いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

当行は、会社法の規定に基づき「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定しております。

この基本方針に基づき内部統制システムを整備することとしており、また、内部統制システムの不断の見直しによって効率的で適法な企業体制を構築するものです。

### <内部統制システムの整備に関する基本方針>

(1) 当行取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 業務の健全性及び適切性を確保するため、法令等遵守（コンプライアンス）体制の整備を経営の最重要課題の一つと位置づける。
- ② 「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、コンプライアンスの実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、確固たる内部管理体制の確立に取り組む。
- ③ 「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、法令等遵守に係る重要な事項を協議するとともに法令等遵守の実施状況等を検証する。
- ④ 法令等遵守に係る規程等の整備、行内教育・研修の充実及び法令等遵守活動状況等の管理を行うことにより、法令等遵守体制の強化を図る。
- ⑤ 「法令等違反の通報制度」を活用して、グループ会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。
- ⑥ 財務情報その他当行に関する情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備する。
- ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための体制を整備する。

(2) 当行取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、書類保存規程及び文書管理規程等に基づいて適切に保存・管理し、随時その運用状況を検証する。

### (3) 当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理統括規程」に基づき、各種リスクの管理部署及び各種リスク管理規程を定めるとともに、経営管理部をリスク管理の統括部署として各種リスクを統一的に管理する体制を整備する。
- ② 「リスク管理委員会」、「ALMに関する常務会」等を定期的に開催し、各種リスクの把握・管理及び回避策等について検討する。
- ③ 内部監査部門である監査部は、当行の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告をする。
- ④ 「危機管理計画」を定め、不測の事態における業務の継続性を確保する体制を整備する。

### (4) 当行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 効率的な経営を確保するための体制として、取締役は取締役会規程、組織機構規程等に基づき、また、常務会、部長会等を活用して適切に職務を執行し、必要に応じて職務執行状況の検証及び各規程等の整備を行う。
- ② 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限委譲を行い、権限委譲された各レベルの責任者が規程に則り業務を遂行する。

### (5) 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ会社運営管理規程」を制定し、子会社の業務運営を適正に管理する。
- ② 内部監査部門である監査部は、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告をする。  
(イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
  - i 子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行の事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備する。
  - ii 定期的に当行、および子会社の取締役が出席する会合を開催し、子会社において発生する重要な事象等を当行に報告するものとする。

- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体のリスク管理を図る。
  - (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - i 子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行へ事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備する。
    - ii 子会社の業務内容に応じて、当行内の対応部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、報告、情報交換等を行い、業務の重複を避け、グループ全体の効率的な意思決定、業務遂行を図る。
  - (二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - i 子会社が当行のコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針、及び規程類を制定することにより、企業倫理の確立、並びにコンプライアンス体制、及びリスク管理体制構築を図る。
    - ii 「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知し、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。
- (6) 当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く必要があると監査等委員が認めた場合には、担当者を置くこととする。
- (7) 前号の使用人の当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当行監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会職務を補助すべき使用人は、監査等委員会職務の補助業務の専従者としてこととし、人事考課及び異動等については、監査等委員会と人事部の協議事項とする。

- (8) 次に掲げる体制その他の当行監査等委員会への報告に関する体制
- (イ) 当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当行監査等委員会に報告するための体制
- i 監査等委員が取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席することを認め、また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）決裁の稟議書、取締役（監査等委員である取締役を除く。）への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を全て監査等委員に回覧する。
  - ii 「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口で監査等委員会を配し、当行監査等委員会に直接報告する制度を構築する。
- (ロ) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告するための体制
- i 当行の内部監査部門である監査部は、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、当行監査等委員会に状況の報告を行う。
  - ii 子会社の監査役が、当行監査等委員会に子会社のコンプライアンスの状況等を定期的に報告する制度を構築する。
  - iii 「法令等違反の通報制度」については子会社も対象とし、コンプライアンス上問題のある事項を当行監査等委員会に直接報告する制度を構築する。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当行及び当行グループ会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」規程において、通報や相談をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないことを明記する。
- (10) 当行監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当行は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用、又は債務について、職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要なないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他当行監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員会の監査が実効的に行われるための環境整備について、監査等委員会からの要請により、その改善に努める。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当行取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を定め、これに基づく「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、法令等遵守に係る実施状況を検証するほか、法令等遵守に係る行内教育・研修を定期的で開催しております。

(2) 当行取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行の取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めに則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

(3) 当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る各種の規程を整備しており、「リスク管理委員会」は年4回、「ALMに関する常務会」は年12回開催し、信用リスク・市場リスク等のリスク量の把握・管理を行っております。また、「危機管理計画」を定め非常時の業務継続を確保するための体制を整備しております。

なお、内部監査部門は、すべての業務における適切性・有効性について監査を行い、取締役会に監査結果を報告しております。

(4) 当行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員でない取締役7名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役5名（うち、社外取締役3名）の計12名の体制としております。当期は定例を含め17回の取締役会を開催し、重要な事項を決定しております。また、取締役会の委任を受けた、役付取締役から構成される「常務会」を原則毎週開催し、効率的な意思決定を図っております。



- (5) 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行及び子会社の代表者が出席する会合を毎月開催し、子会社における業務執行状況等の報告を受けております。子会社における業務執行は、「グループ会社運営管理規程」を定め、重要な案件は当行へ報告する体制を整備しております。また、当行の監査等委員が非常勤監査役として子会社の監査役に就任し、取締役会に出席するほか、当行内部監査部門が業務監査、内部統制監査を実施しております。

- (6) 当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当行監査等委員会の監査機能強化を図るために、業務執行部門から独立した専任の使用人が監査等委員会の業務を補助しております。

- (7) 前号の使用人の当行取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに当行監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行監査等委員会の業務を補助する専任の使用人は、業務執行部門から独立しており、当行の監査等委員会の指揮命令のみに従っております。

- (8) 当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告するための体制

当行監査等委員は、取締役会等の各種重要会議に出席するとともに、子会社の非常勤監査役として、子会社の取締役会に出席しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）決裁の書類、取締役（監査等委員である取締役を除く。）への回覧文書等を全て閲覧しております。さらに、本部管理部門と、定期的に会合を行っており、行内情報等の共有化を図っております。その他、当行監査等委員会は、子会社監査役との会合を毎月開催し、子会社における業務執行状況等について報告を受けるほか、当行内部監査部門より、営業店及び本部部署、子会社の監査の結果の報告を受けております。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」の規程を制定しており、通報や相談をしたことで不利な取扱いを行わないことを明確化し、当行及び子会社の役職員に周知しております。

(10) 当行監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行の監査等委員会監査等基準規程において、監査等委員はその職務の執行について生ずる費用について、当行から前払又は償還を受けることができるとしております。

(11) その他当行監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査等委員会は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準に基づき、定期的に代表取締役等と意見交換を開催するとともに、当行の会計監査人及び内部監査部門と定期的な連携を図っております。

## **9. 特定完全子会社に関する事項**

該当ありません。

## **10. 親会社等との間の取引に関する事項**

該当ありません。

## **11. 会計参与に関する事項**

該当ありません。

(単位：百万円)

[illegible]

# 第93期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 |                   | 金     | 額      |
|-----|-------------------|-------|--------|
| 経   | 常 収 益             |       | 12,902 |
| 資   | 金 運 用 収 益         | 9,153 |        |
|     | 貸 出 金 利 息         | 6,731 |        |
|     | 有 価 証 券 利 息 配 当 金 | 2,300 |        |
|     | コ ー ル オ ー ン 利 息   | 0     |        |
|     | 預 け 金 利 息         | 119   |        |
|     | そ の 他 の 受 入 利 息   | 2     |        |
| 役   | 務 取 引 等 収 益       | 1,744 |        |
|     | 受 入 為 替 手 数 料     | 719   |        |
|     | そ の 他 の 役 務 収 益   | 1,025 |        |
| そ   | の 他 業 務 収 益       | 1,065 |        |
|     | 外 国 為 替 売 買 益     | 26    |        |
|     | 国 債 等 債 券 売 却 益   | 1,038 |        |
| そ   | の 他 経 常 収 益       | 939   |        |
|     | 償 却 債 権 取 立 益     | 0     |        |
|     | 株 式 等 売 却 益       | 794   |        |
|     | そ の 他 の 経 常 収 益   | 144   |        |
| 経   | 常 費 用             |       | 11,628 |
| 資   | 金 調 達 費 用         | 288   |        |
|     | 預 金 利 息           | 259   |        |
|     | 讓 渡 性 預 金 利 息     | 9     |        |
|     | コ ー ル マ ネ ー 利 息   | △ 0   |        |
|     | 借 入 金 利 息         | 4     |        |
|     | そ の 他 の 支 払 利 息   | 15    |        |
| 役   | 務 取 引 等 費 用       | 979   |        |
|     | 支 払 為 替 手 数 料     | 214   |        |
|     | そ の 他 の 役 務 費 用   | 764   |        |
| そ   | の 他 業 務 費 用       | 123   |        |
|     | 商 品 有 価 証 券 売 買 損 | 0     |        |
|     | 国 債 等 債 券 売 却 損   | 122   |        |
| 営   | 業 経 常 費 用         | 8,710 |        |
| そ   | の 他 経 常 費 用       | 1,526 |        |
|     | 貸 倒 引 当 金 繰 入 額   | 822   |        |
|     | 貸 出 金 償 却         | 6     |        |
|     | 株 式 等 売 却 損       | 281   |        |
|     | 株 式 等 償 却         | 22    |        |
|     | そ の 他 の 経 常 費 用   | 393   |        |
| 経   | 常 利 益             |       | 1,274  |

| (単位：百万円)     |          |       |       |
|--------------|----------|-------|-------|
| 科            | 目        | 金     | 額     |
| 特            | 別        |       | 22    |
|              | 固定資産処分損失 | 3     |       |
|              | 減損       | 19    |       |
| 税引前当期純利益     |          |       | 1,251 |
| 法人税、住民税及び事業税 |          | 457   |       |
| 法人税等調整額      |          | △ 117 |       |
| 法人税等合計       |          |       | 340   |
| 当期純利益        |          |       | 911   |

# 第93期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |              |                     |              |                          |         |        |                     | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------|---------|--------------|---------------------|--------------|--------------------------|---------|--------|---------------------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金    |                     | 利 益 剰 余 金    |                          |         | 自己株式   |                     |             |
|                         |         | 資 本<br>準 備 金 | 資 本<br>剰 余 金<br>合 計 | 利 益<br>準 備 金 | その他利益剰余金<br>別 途<br>積 立 金 | 繰越利益剰余金 |        | 利 益<br>剰 余 金<br>合 計 |             |
| 当期首残高                   | 8,000   | 5,759        | 5,759               | 2,724        | 7,400                    | 4,632   | 14,756 | △ 178               | 28,337      |
| 当期変動額                   |         |              |                     |              |                          |         |        |                     |             |
| 剰余金の配当                  |         |              |                     |              |                          | △ 309   | △ 309  |                     | △ 309       |
| 当期純利益                   |         |              |                     |              |                          | 911     | 911    |                     | 911         |
| 自己株式の取得                 |         |              |                     |              |                          |         |        | △ 248               | △ 248       |
| 自己株式の処分                 |         |              |                     |              |                          | △ 5     | △ 5    | 31                  | 26          |
| 土地再評価差額金の取崩             |         |              |                     |              |                          | 13      | 13     |                     | 13          |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |         |              |                     |              |                          |         |        |                     |             |
| 当期変動額合計                 | —       | —            | —                   | —            | —                        | 609     | 609    | △ 216               | 393         |
| 当期末残高                   | 8,000   | 5,759        | 5,759               | 2,724        | 7,400                    | 5,242   | 15,366 | △ 395               | 28,730      |

(単位：百万円)

|                         | 評価・換算差額等                  |                |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|---------------------------|----------------|----------------|-------|--------|
|                         | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差 額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
| 当期首残高                   | 6,835                     | 2,288          | 9,124          | 145   | 37,607 |
| 当期変動額                   |                           |                |                |       |        |
| 剰余金の配当                  |                           |                |                |       | △ 309  |
| 当期純利益                   |                           |                |                |       | 911    |
| 自己株式の取得                 |                           |                |                |       | △ 248  |
| 自己株式の処分                 |                           |                |                |       | 26     |
| 土地再評価差額金の取崩             |                           |                |                |       | 13     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △1,842                    | △ 13           | △1,855         | 3     | △1,852 |
| 当期変動額合計                 | △1,842                    | △ 13           | △1,855         | 3     | △1,458 |
| 当期末残高                   | 4,993                     | 2,275          | 7,268          | 148   | 36,148 |

# 第93期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額     | 科 目                       | 金 額     |
|-------------------|---------|---------------------------|---------|
| (資産の部)            |         | (負債の部)                    |         |
| 現 金 預 け 金         | 52,640  | 預 金                       | 665,131 |
| 買 入 金 銭 債 権       | 440     | 譲 渡 性 預 金                 | 7,580   |
| 商 品 有 価 証 券       | 221     | 借 用 金                     | 40,028  |
| 有 価 証 券           | 229,471 | そ の 他 負 債                 | 3,285   |
| 貸 出 金             | 453,245 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 1,450   |
| 外 国 為 替           | 1,828   | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 65      |
| リース債権及びリース投資資産    | 8,959   | 偶 発 損 失 引 当 金             | 134     |
| そ の 他 資 産         | 3,876   | 繰 延 税 金 負 債               | 686     |
| 有 形 固 定 資 産       | 9,934   | 再評価に係る繰延税金負債              | 1,189   |
| 建 物               | 2,219   | 支 払 承 諾                   | 8,577   |
| 土 地               | 6,876   | 負 債 の 部 合 計               | 728,129 |
| リ ー ス 資 産         | 0       | (純資産の部)                   |         |
| 建 設 仮 勘 定         | 0       | 資 本 金                     | 8,000   |
| その他の有形固定資産        | 837     | 資 本 剰 余 金                 | 5,779   |
| 無 形 固 定 資 産       | 96      | 利 益 剰 余 金                 | 16,687  |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 59      | 自 己 株 式                   | △ 395   |
| その他の無形固定資産        | 36      | 株 主 資 本 合 計               | 30,072  |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 413     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 5,002   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 57      | 土 地 再 評 価 差 額 金           | 2,275   |
| 支 払 承 諾 見 返       | 8,577   | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額   | 2       |
| 貸 倒 引 当 金         | △ 2,065 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | 7,280   |
| 資 産 の 部 合 計       | 767,696 | 新 株 予 約 権                 | 148     |
|                   |         | 非 支 配 株 主 持 分             | 2,066   |
|                   |         | 純 資 産 の 部 合 計             | 39,567  |
|                   |         | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計     | 767,696 |

# 第93期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目              |       | 金 額    |
|------------------|-------|--------|
| 経常収益             |       | 17,934 |
| 資金運用収益           | 9,403 |        |
| 貸出金利息            | 6,719 |        |
| 有価証券利息配当金        | 2,300 |        |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 0     |        |
| 預け金利息            | 119   |        |
| その他の受入利息         | 264   |        |
| 役務取引等収益          | 1,802 |        |
| 役務の他業収益          | 5,787 |        |
| 役務の他業収益          | 940   |        |
| 償却債権取立益          | 0     |        |
| その他の経常収益         | 940   |        |
| 経常費用             |       | 16,388 |
| 資金調達費用           | 300   |        |
| 預金利息             | 259   |        |
| 譲渡性預金利息          | 8     |        |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | △ 0   |        |
| 借入金利息            | 32    |        |
| その他の支払利息         | 0     |        |
| 役務取引等費用          | 898   |        |
| 役務の他業費用          | 4,660 |        |
| 役務の他業費用          | 9,001 |        |
| 役務の他業費用          | 1,526 |        |
| 貸倒引当金繰入額         | 820   |        |
| その他の経常費用         | 705   |        |
| 経常利益             |       | 1,545  |
| 特別損失             |       | 22     |
| 固定資産処分損失         | 3     |        |
| 減損損失             | 19    |        |
| 税金等調整前当期純利益      |       | 1,523  |
| 法人税、住民税及び事業税     | 533   |        |
| 法人税等調整額          | △ 101 |        |
| 法人税等合計           |       | 432    |
| 当期純利益            |       | 1,091  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益  |       | 104    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益  |       | 986    |



# 第93期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高                   | 8,000   | 5,779 | 16,002 | △ 178   | 29,603 |
| 当期変動額                   |         |       |        |         |        |
| 剰余金の配当                  |         |       | △ 309  |         | △ 309  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |         |       | 986    |         | 986    |
| 自己株式の取得                 |         |       |        | △ 248   | △ 248  |
| 自己株式の処分                 |         |       | △ 5    | 31      | 26     |
| 土地再評価差額金の取崩             |         |       | 13     |         | 13     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 当期変動額合計                 | —       | —     | 685    | △ 216   | 468    |
| 当期末残高                   | 8,000   | 5,779 | 16,687 | △ 395   | 30,072 |

(単位：百万円)

|                         | その他の包括利益累計額               |                    |                           |                             | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計   |
|-------------------------|---------------------------|--------------------|---------------------------|-----------------------------|-------|---------|---------|
|                         | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評価差額金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 退 職 給 付<br>に 係 る<br>調整累計額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累計額合計 |       |         |         |
| 当期首残高                   | 6,851                     | 2,288              | △ 28                      | 9,110                       | 145   | 1,969   | 40,829  |
| 当期変動額                   |                           |                    |                           |                             |       |         |         |
| 剰余金の配当                  |                           |                    |                           |                             |       |         | △ 309   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                           |                    |                           |                             |       |         | 986     |
| 自己株式の取得                 |                           |                    |                           |                             |       |         | △ 248   |
| 自己株式の処分                 |                           |                    |                           |                             |       |         | 26      |
| 土地再評価差額金の取崩             |                           |                    |                           |                             |       |         | 13      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △ 1,848                   | △ 13               | 30                        | △ 1,830                     | 3     | 96      | △ 1,730 |
| 当期変動額合計                 | △ 1,848                   | △ 13               | 30                        | △ 1,830                     | 3     | 96      | △ 1,262 |
| 当期末残高                   | 5,002                     | 2,275              | 2                         | 7,280                       | 148   | 2,066   | 39,567  |

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 筑邦銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |         |   |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 本 野 正 紀 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 野 澤 啓   | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 筑邦銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |         |   |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 本 野 正 紀 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 野 澤 啓   | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 筑邦銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 龍 憲 一 ㊞

常勤監査等委員 赤 松 乾 次 ㊞

監査等委員 立 花 洋 介 ㊞

監査等委員 神 代 正 道 ㊞

監査等委員 橋 田 紘 一 ㊞

- (注) 1. 監査等委員 立花洋介及び神代正道、橋田紘一は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当行は平成28年6月28日開催の第92期定時株主総会の終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しましたので、平成28年4月1日から第92期定時株主総会終了時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を継続して実施していくことを基本に、経営体力強化のため内部留保にも意を用いつつ、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当行普通株式1株につき2円50銭 総額152,003,365円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月29日

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当行は、福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当行株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として株式併合を実施するものであります。

### 2. 併合する株式の種類および割合

当行普通株式について、10株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### 3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

1,200万株

### 5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（注）株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がご所有の当行株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることおよび株式併合の効力が発生することを条件として、株式併合の割合（10分の1）に合わせて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するとともに、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株にするため現行定款第8条を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                 | 変 更 案                                                                   |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式                                 | 第2章 株 式                                                                 |
| (発行可能株式総数)                              | (発行可能株式総数)                                                              |
| 第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>1億2,000万株</u> とする。 | 第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>1,200万株</u> とする。                                   |
| (単元株式数)                                 | (単元株式数)                                                                 |
| 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。      | 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。                                        |
| (新 設)                                   | 附 則                                                                     |
|                                         | <u>第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、当該効力発生日をもって削除する。</u> |



#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                   | 氏名<br>(生年月日)                                                                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当行株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                       | <div>さとう せいいちろう</div> <div>佐藤 清一郎</div> <div>(昭和24年<br/>2月3日生)</div> <div>重任</div> | <div>昭和46年 4 月 日本勧業銀行入行</div> <div>平成 7 年 5 月 第一勧業銀行今治支店長</div> <div>平成 9 年 4 月 同行資金証券部長</div> <div>平成10年 5 月 同行証券企画部長</div> <div>平成11年 6 月 同行取締役欧州支配人兼ロンドン支店長</div> <div>平成14年 4 月 みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括</div> <div>平成16年 4 月 みずほ証券代表取締役副社長</div> <div>平成18年 4 月 当行顧問就任</div> <div>平成18年 6 月 当行取締役副頭取</div> <div>平成21年 4 月 当行取締役頭取（代表取締役）</div> <div>現在に至る<br/>(監査部担当)</div> | 97,000株        |
| <div>《取締役候補者とした理由》</div> <div>都市銀行および系列証券会社において、国内営業、国際業務、証券業務の要職を幅広く歴任し、平成18年6月から当行副頭取、平成21年4月より当行代表取締役頭取を務めており、銀行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識や経験を有しております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、こうした経験や知見を取締役に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。</div> |                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当行株式の数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | <div>いし い とも ゆき</div> <div>石 井 智 幸</div> <div>(昭和34年<br/>3月21日生)</div> <div>重任</div>                                                                                                                      | 昭和56年 4 月 当行入行<br>平成12年 5 月 当行東合川支店長<br>平成14年 3 月 当行大川支店長<br>平成17年 6 月 当行二日市支店長<br>平成19年 6 月 当行日吉町支店長<br>平成21年 4 月 当行福岡支店長<br>平成21年 7 月 当行執行役員福岡支店長<br>平成23年 6 月 当行取締役福岡支店長<br>平成24年 6 月 当行取締役総合企画部長<br>平成26年 6 月 当行常務取締役<br>現在に至る<br>(経営管理部、融資部、事務部、システム部担当) | 19,000株           |
|            | 《取締役候補者とした理由》<br>昭和56年入行後、東合川支店長、日吉町支店長、福岡支店長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、平成23年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。   |                                                                                                                                                                                                                                                               |                   |
| 3          | <div>なか の しん すけ</div> <div>中 野 慎 介</div> <div>(昭和33年<br/>9月15日生)</div> <div>重任</div>                                                                                                                      | 昭和56年 4 月 当行入行<br>平成12年 5 月 当行大善寺支店長<br>平成15年 4 月 当行吉井支店長<br>平成18年 4 月 当行黒崎支店長<br>平成19年11月 当行鳥栖支店長<br>平成21年 4 月 当行日吉町支店長<br>平成22年 7 月 当行執行役員人事部長<br>平成24年 6 月 当行取締役人事部長<br>平成26年 6 月 当行常務取締役<br>現在に至る<br>(人事部、総務部、総合企画部、東京事務所担当)                              | 25,000株           |
|            | 《取締役候補者とした理由》<br>昭和56年入行後、鳥栖支店長、日吉町支店長、執行役員人事部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、平成24年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                               |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                               | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当行株式の数 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4          | かわ はら だ みつ のぶ<br>川原田 光 展<br>(昭和34年<br>11月13日生)<br><b>重任</b>                                                                                                                                                                                                 | 昭和57年 4 月 第一勧業銀行入行<br>平成14年 7 月 みずほ銀行 久留米支店長<br>平成18年 6 月 同行 西野田支店長<br>平成23年 4 月 当行へ出向(営業推進部付部長)<br>平成24年 6 月 当行入行 福岡支店長<br>平成24年 7 月 当行執行役員福岡支店長<br>平成26年 6 月 当行取締役福岡支店長<br>平成28年 6 月 当行常務取締役<br>現在に至る<br>(営業統括部長委嘱) | 6,000株            |
|            | <b>《取締役候補者とした理由》</b><br>都市銀行においても支店長を務めるなど30年に亘る豊富な勤務経験に加え、当行入行後も、営業推進部付部長、福岡支店長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、平成26年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。                  |                                                                                                                                                                                                                       |                   |
| 5          | し ぎょう けん じ<br>執 行 謙 二<br>(昭和36年<br>3月3日生)<br><b>重任</b>                                                                                                                                                                                                      | 昭和59年 4 月 日本銀行入行<br>平成18年10月 同行政策委員会室企画役<br>平成21年 9 月 同行総務人事局企画役<br>平成24年 7 月 当行入行 営業統括部付部長<br>平成26年 6 月 当行総合企画部長<br>平成26年 7 月 当行執行役員総合企画部長<br>平成27年 6 月 当行取締役総合企画部長<br>現在に至る                                         | 5,000株            |
|            | <b>《取締役候補者とした理由》</b><br>日本銀行において政策委員会室で金融政策決定会合の事務局を務めるなど28年に亘る豊富な勤務経験に加え、当行入行後も、営業統括部付部長、総合企画部長を歴任し、金融における知識、経験が豊富であり、また、平成27年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                                                                                       |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                          | 氏 名<br>(生年月日)                                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当行株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6                                                                                                                                                                                                                   | つる く ひろ ゆき<br>鶴 久 博 幸<br>(昭和38年 7月7日生)<br><div>新任</div> | 昭和61年 4 月 当行入行<br>平成20年 4 月 当行大野支店長<br>平成23年 4 月 当行千早支店開設準備委員<br>長<br>平成23年11月 当行千早支店長<br>平成26年 6 月 当行鳥栖支店長<br>平成27年 7 月 当行執行役員鳥栖支店長<br>平成28年 6 月 当行執行役員福岡支店長<br>平成29年 4 月 当行執行役員福岡営業部長<br>平成29年 5 月 当行執行役員福岡営業部長<br>兼赤坂門支店長<br>現在に至る | 19,000株           |
| 《取締役候補者とした理由》<br>昭和61年入行後、千早支店長、鳥栖支店長、福岡支店長（平成29年4月に福岡営業部に改組）を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、平成27年から執行役員を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。 |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                       |                   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当行株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7     | あ そ う わたる<br>麻 生 渡<br>(昭和14年 5月15日生)<br><b>重任</b> <b>社外</b> | <p>昭和38年 4 月 通商産業省入省<br/>昭和53年 5 月 外務省在英国日本大使館参事官 (在ロンドン)<br/>平成元年 7 月 近畿通商産業局長<br/>平成3年 6 月 通商産業省商務流通審議官<br/>平成4年 6 月 特許庁長官<br/>平成7年 4 月 福岡県知事<br/>平成17年 2 月 全国知事会長<br/>平成23年 4 月 福岡県知事退任 (四期16年)<br/>平成23年 4 月 全国知事会長退任 (三期6年)<br/>平成24年 5 月 一般財団法人九州地域産業活性化センター会長<br/>平成24年 6 月 福岡空港ビルディング株式会社代表取締役社長<br/>平成24年 6 月 一般財団法人九州産業技術センター会長<br/>平成26年 6 月 当行取締役<br/>現在に至る</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》<br/>特許庁長官、福岡県知事、各種企業経営等での要職を務めた実績を有しております。こうした豊富な経験や知見を、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会において活かすことにより、引き続き、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、社外取締役候補者いたしました。</p> | 0株             |

- (注) 1. 各候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。  
2. 麻生渡氏は社外取締役候補者であります。  
3. 麻生渡氏は現在当行の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。  
4. 当行は麻生渡氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ておりますが、本総会において同氏の選任が承認可決され社外取締役として就任した場合、引続き、同氏を独立役員として指定する予定であります。  
5. 当行は麻生渡氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認可決された場合は、本契約を継続する予定であります。  
6. 監査等委員会の取締役の選任および報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の各候補者について取締役会全体の実効性の観点から、慎重な検討を行いました。その結果、取締役としての職責と役割を果たしうる適切な人選がなされていると判断していますので、指摘すべき事項はありません。なお、監査等委員以外の取締役の報酬等についても検討を行なった結果、当該報酬等は相当であると判断しました。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 |                          | 所 有 す る<br>当 行 株 式 の 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------|------------------------|
| にしむらかずよし<br>西村和芳<br>(昭和22年<br>4月3日生)                                                                                                         | 昭和52年11月            | 西村和芳土地家屋調査士事務所代表         | 1,000株                 |
|                                                                                                                                              | 昭和54年 8 月           | 第一不動産株式会社 代表取締役<br>現在に至る |                        |
| 《補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由》<br>不動産からみた経済情勢分析に対する専門的知見に加えて、これまでの豊富な経営コンサルティングの経験を活かすことで、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。 |                     |                          |                        |

- (注) 1. 候補者と当行の間で経営顧問契約を締結しております。
2. 西村和芳氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までとします。
3. 西村和芳氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 西村和芳氏が社外の監査等委員である取締役に就任した場合には、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定であります。

## 第6号議案 株式報酬型ストック・オプションの行使条件の一部変更の件

当行は、業務執行機能の強化を図るべく、執行役員制度を「雇用型」から「委任型」に改めるとともに、執行役員に対しても、取締役と同様の株式報酬型ストック・オプションを割当することといたしました。

執行役員制度の改正に伴い、すでにご承認いただいております平成28年6月28日開催の第92期定時株主総会における第8号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件」の決議内容を一部改正いたしたいと存じます。改正する箇所および改正案は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

| 現 行                                                                                        | 改 正 案                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 略                                                                                          | 現行どおり                                                                                                 |
| 2. 新株予約権の内容                                                                                | 2. 新株予約権の内容                                                                                           |
| 略                                                                                          | 現行どおり                                                                                                 |
| (5) 新株予約権の行使の主な条件                                                                          | (5) 新株予約権の行使の主な条件                                                                                     |
| 新株予約権者は、上記（4）の期間内において、 <u>当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日まで</u> に限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。 | 新株予約権者は、上記（4）の期間内において、 <u>当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日まで</u> に限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。 |

### <ご参考>

#### 2. 新株予約権の内容（変更後）

##### (1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

新株予約権の総数

4,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

目的となる株式の種類

当行の普通株式400,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」）は100株とします。

なお、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要とみとめる調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払込金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当行取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当行の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(7) その他の新株予約権の内容等

上記(1)から(6)までの細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上



〈メ モ 欄〉

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dotted lines.

## 株主総会会場のご案内図

### 場 所

久留米市諏訪野町2456番地の1  
**筑邦銀行本店 3階大会議室**  
電話 久留米 (0942) 32-5331

### 最寄駅

**西鉄久留米駅**  
下車、徒歩約5分

